

令和2年度 第4回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和3年2月4日～令和3年3月26日 書類回議
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 滝 明良 (元公正取引委員会職員) 奥 和義 (大学教授) 山本 貴士 (大学院教授)

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成31年1月1日～令和2年12月31日 (近畿中部防衛局は、令和2年10月1日～令和2年12月31日)
審議対象件数	近畿中部防衛局管内の航空自衛隊 63件 近畿中部防衛局 26件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	8件	(審議概要)
建設工事	一般競争	入札等の状況について
	一般競争(政府調達協定対象外)	
	公募型指名競争	
	企画競争	
	随意契約	
建設コンサルタント業務等	1件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p><b>【抽出案件】</b> <b>【第1輸送航空隊】</b> <b>○一般競争</b> <b>【小牧(31) 宿舎衛生設備更新工事】</b></p> <p>今後も他の基地等で同じような更新工事があるかと思われるが、今回の予定価格が高額であったことを、次回の予定価格に反映させるような仕組みはあるのか。</p> <p>予定価格については積算価格を採用しているようだが、なぜ業者見積等を採用しないのか。</p> <p>予定価格において、物価資料価格(建設物価、積算資料等の平均値)を利用しているが、これらは、現状の物価水準等を反映しているものと考えて良いか。</p>	<p>今回の落札価格をもとに予定価格との乖離状況を踏まえて、次回からの同種工事の予定価格に取り付け物品等の実績価格を反映することを考えてまいりたい。</p> <p>本件については設置する大便器等の価格が物価資料に掲載されている物品であり、適正な予定価格算定のため、市場での一般的取引価格として採用したものである。</p> <p>物価資料の価格は、調査会社が中立的な立場で調査した取引実例のなかで最も多い取引価格を掲載しているため現状の物価水準等が反映されていると考えてよいと思料する。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p><b>【第1輸送航空隊】</b>  <b>○一般競争</b>  <b>[小牧(2) 宿舎水道メーター等更新工事]</b></p> <p>応札者2者ともに、応札価格が予定価格よりも大幅に低い。  予定価格を算出する根拠を見直す必要があるのではないかと。</p> <p><b>【幹部候補生学校】</b>  <b>○随意契約</b>  <b>[倉庫外壁等補修工事]</b></p> <p>一般競争入札での落札者が契約辞退し、かつ降雪地域ということで、降雪前の年内工事を要求するため、随意契約が妥当であったということだが、仕様書の工期は、令和3年3月31日までで、降雪期間を含んでいるのはなぜか。</p> <p>「降雪前」の「年内」に急いで終えなければならない事が随意契約理由になっているが、例えば、補修工事のうちの一部「外壁部分の補修」を急ぐため等、工期との矛盾を生まないために明確な理由付けをしておく必要があるのではないかと。</p> <p>指名随契審査会の構成員は、どのような法令によって規定されているのか。  外部構成員は、入れないようになっているのか。</p> <p>見積合わせが1者の理由として、「3番札以降の業者の入札金額は、予定価格と大きく乖離していたために、2番札の業者のみ見積合わせを行った」と記載されているが、3番札以降の業者も入札金額を変えてくるかも知れないし、2番札の業者も、自社の1者だけではなく、他社も入札する可能性があるかと知れば、入札金額を下げる可能性があるとは、考えなかったのか。</p>	<p>予定価格と応札価格の乖離については、他基地における同種工事の実績等も考慮したうえで、予定価格算出を検討する。</p> <p>要求部隊のニーズは、降雪前からの着工による年内完成ではあったが、一般競争に付する際、コロナ禍の履行となることを考慮し、業者側にも施工上の猶予を持たせておくことが必要であると判断、要求部隊とも調整し、年内工事は追及するものの、契約上の工期を令和3年3月31日に設定したためである。</p> <p>予決令99条の3による随意契約とした理由は、降雪前の早期着工による完成だけではない。一度落札が決定している要求案件であり、再度公告入札に付しても、公正性を確保することが困難と判断したことも理由の一つであり、指名随契審査会により総合的に判断した結果である。</p> <p>指名随契審査会の構成員は、各基地等の経理規則で規定されている。  外部構成員を参加させることができる規定にはなっていない。</p> <p>当初の落札結果において、落札金額と3番目以降の業者との金額には、239万円以上の乖離があったため、予決令99条の3の規定による落札金額の制限内における金額の提示は、これまでの契約業務の経験上難しいと判断し、見積を依頼しなかった。  また、2番札の業者との見積合わせにおいても、他社に見積依頼をしていない状況は伝えていないが、予決令99条の3の規定による落札金額の制限内の金額を提示してきたことが、見積合わせの結果と考えている。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>当初の一般競争入札において、落札者が契約を結ばなかったのはなぜか。</p> <p><b>【近畿中部防衛局】</b>  <b>○建設工事</b>  <b>一般競争（政府調達協定対象外）</b>  <b>[小松（２）遮へい壁新設電気その他工事]</b></p> <p>なぜ、高落札率になったのか。単価等は、外部の業者でも推測は出来るのか。  仮に推測出来た場合、１者は、大幅に予定価格を超過しており、応札した２者において、入札金額に大きな差が出た理由はなにか。</p> <p><b>○建設工事</b>  <b>一般競争（政府調達協定対象）</b>  <b>[岐阜（２）評価施設新設建築その他工事]</b></p> <p>巨額の工事であるが、地元の中小企業が受注可能になるように、工事のロットを少し分割できる可能性はなかったのか。</p>	<p>落札者から、工事履行場所である経ヶ岬分屯基地を誤認していたので、落札決定金額による履行は難しい、契約締結を辞退させて欲しいとの連絡を受けたためである。</p> <p>数量は、「公共建築設備数量積算基準」に基づき算定し、単価は「公共建築工事標準単価積算基準」を基に算定している。  これら公共建築工事の積算基準は官庁宮繕関係省庁の統一基準であり、広く公表されている。  さらに、過去に契約が終わった工事の積算価格内訳明細書を当省の電子入札システムにおいて公開しているため、入札参加者は、当方と同様な積算が可能と考える。</p> <p>入札参加者の積算の詳細までは確認できないが、予定価格を超過した者は、地中配管工事の見積りを取り積算したものと思われ、見積りの手持ち工事や取引状況などにより、落札者の積算価格と大きな差が生じたものと推測される。  なお、土工事の単価は、入札参加の２者から提出された見積の妥当性を確認の上、算定しているが、予定価格を超過した者の見積は、全体的に高く、見積単価の殆どは採用の対象とはならなかった。</p> <p>当局は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（閣議決定）及び「防衛省の中小企業者に関する契約の方針」を踏まえ、建設工事の発注は、価格、工程等を勘案の上、可能な限り分離・分割し、地元及び中小の企業の受注機会拡大に努めているところ。  しかしながら、一体の建造物である建物を分割して発注した場合、契約不適合な事象が生じた場合に責任の所在が不明確となるな</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>価格以外の入札項目（加算点）により、僅かに評価値の差が出て落札業者が決定している。</p> <p>どのように、技術提案を評価しているのか。</p> <p><b>○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [舞鶴（2）電源施設整備等電気工事]</b></p> <p>入札参加者の多くが予定価格を大幅に超えているが、予定価格の内訳のうちどの項目が顕著に異なっていたのか。</p> <p>1 回目の入札に際して、入札金額が、業者により倍以上の開きがある。</p> <p>これほど大きな開きが出た原因は何か。</p>	<p>ど、建物を単に分割しての工事発注はしていないが、本工事のように、予算の計画から、建物の工事を逐年度で発注することがある。</p> <p>総合評価（技術提案評価型・基準額以上）の入札においては、技術提案の課題を2つ設け、応札者の技術提案の評価は、5人の評価者で行う。</p> <p>1 課題につき5つの着目点毎の技術提案を求めるが、着目点毎の技術提案について、それぞれを0点（標準案）、1点（有効な提案）、2点（優れた提案）及び3点（特に優れた提案）として評価している。</p> <p>評価点のうち最高値と最低値を除外し、3人の評価点の平均を評価値（小数点以下4位四捨五入）とする。</p> <p>1 課題の評価点は、5つの着目点の評価値の計となり、技術提案の評価点数は、2つの課題の評価値の合計となる。</p> <p>入札参加者の多くに共通するのは、受電盤、低圧配電盤、地中配管・配線工事及びハンドホールの価格において、当方との積算に開差があった。</p> <p>受電盤、低圧配電盤及びハンドホールの価格は、メーカーから見積を取り算定するが、見積先のメーカー選定やメーカーとの取引状況などにより、当方との積算に差が生じたのではないかと推測する。</p> <p>入札参加の4者の入札金額では、受電盤、低圧配電盤及び配管・配線工事に大きな差があった。</p> <p>受電盤及び低圧配電盤の価格は、メーカーから見積を取り算定するが、盤類の価格は、入札参加者の見積先のメーカー選定やメーカーとの取引状況などにより、各者の積算にかなりの差が生じたのではないかと推測する。</p> <p>また、配管や配線の価格は「公共建築工事標準単価積算基準」に基づき算定しているが、落札者以外の者の積算は、下請業者から配管・配線工事の見積を取り積算したものと推測され、見積先の手持ち</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>なぜ、高落札率になったのか。            例えば、電気設備工事の受電盤、低圧配電盤等は、何らかの理由により外部の業者でも推測は出来るのか。</p> <p><b>○建設工事            一般競争（政府調達協定対象外）            [小松飛行場周辺地区（2）撫育管理（その2）工事]</b></p> <p>業者により入札金額に大きな開きが出ているが、積算価格の項目の中で最も乖離のあったのはどの項目で、低落札の原因は何だったのか。            また、次回の積算に反映させるような仕組みはあるのか。</p> <p>積算価格の算定（撫育管理の単価）が相場より高額ということはないのか。</p> <p>工事の実施に問題はないのか。</p>	<p>工事や取引状況などにより、各者の積算にかなりの差が生じたのではないかと推測する。</p> <p>数量は、「公共建築設備数量積算基準」に基づき算定し、単価は「公共建築工事標準単価積算基準」を基に算定している。            これら公共建築工事の積算基準は官庁宮繕関係省庁の統一基準であり、広く公表されている。            さらに、入札が終わった工事の積算価格内訳明細書を当省の電子入札システムにおいて公開しているので、入札参加者は、当方と同様な積算が可能と考える。            ご質問の受電盤や低圧配電盤等の価格は、メーカーから見積りを取り算出するところ、先の説明のとおり、盤類についても、当方と同様な積算が可能と考える。            しかしながら、盤類の見積りのメーカー選定やメーカーとの取引状況などにより、当方との積算に差が生じることもあると考える。</p> <p>直接工事費は、各業者とも、積算内訳と大きな開きはなく、最も乖離のあったのは諸経費である。            低落札の原因は、応札者のうち2者に聞き取りを行ったところ、営業努力により、同経費を大きく抑制し計上したとのことであった。            また、市場価格調査を実施、反映することにより、実勢価格と積算価格との乖離の抑制に努めている。</p> <p>見積書を徴取し、市場価格調査に基づいた価格としているため、各業者の積算単価との大きな開きはなく、相場より高額ということはない。</p> <p>受注した業者は、受注意欲が高く、現場に精通した地元造園業者であり、効率的に作業が可能であることから、実施に問題はないものと考えている。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p><b>○建設コンサルタント業務等一般競争（政府調達協定対象外） [姫路（２）宿舎改修設備設計]</b></p> <p>最終的に、「企業の実績及び能力」、「予定技術者の経験及び能力」の評価点が最も低い業者が落札している。</p> <p>第２回、第３回の入札で金額が低下している上に、上記のような評価点であることで、質の担保という観点で大丈夫なのか。</p> <p>なぜ、高落札率になったのか</p> <p>第１回入札時、なぜ、３番札の業者のみ、差が出たのか。</p> <p>３回入札が行われているが、本件では予定価格をある程度想定することはできないのか。</p>	<p>入札参加者間の評価点の差は、同種又は類似業務の実績件数の差によるもので、落札者は実績件数が１件のため、他者より低い評価点となっているが、入札参加資格要件は満足している。</p> <p>また、入札参加の３者ともに第１回目の入札金額が予定価格を超過していたため、第２回目の入札の前に、当方の積算価格との開差が大きな工種について、当方の積算の考え方の補足説明を行った。</p> <p>入札参加者は、その説明を基に積算を見直し、第２回目、第３回目の入札を行ったものである。</p> <p>総合評価方式の一般競争入札においては、技術評価点のみならず、入札価格に応じた評価点との総合評価値により落札者を決定しているが、今回の落札者は入札参加資格要件を満足しており、本業務の品質確保のための能力を有していると判断している。</p> <p>また、設計業務の監督と検査においても、業務の品質確保に努めるところである。</p> <p>３者ともに第１回目の入札金額が予定価格を超過していたため、第２回目の入札前に、当方の積算価格との開差が大きな工種について、当方の積算の考え方の補足説明を行った。</p> <p>入札参加者は、その説明を基に積算を見直し、第２回目、第３回目の入札を行った。</p> <p>落札者は、補足説明の内容を踏まえ、積算の見直しを行ったところで、落札に至ったものである。</p> <p>３番札の業者に確認したところ、入札当時は、通常、本業務程度の業務に配置する技術者が他の複数の業務を担当しているため、上位の技術者を配置せざるを得ず、直接人件費が高くなり、今回の入札金額となった。</p> <p>設計費は、広く公表されている「官庁施設の設計業務等積算要領」に基づき算定しているため、入札参加者は、当方と同様な積算が可能である。</p> <p>しかしながら、同積算要領は、建物に係る建築及び設備の設計業務のものであって、設計業務の積</p>

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		算では、同積算要領の算定式に基づき、業務に必要となる技術者の人数を算出できるものと、本業務にある屋外の構内配電線路設計のように、同積算要領の算定式を適用できないものがある。 同積算要領の算定式を適用することができない設計については、複数の設計コンサルタントから見積りを取り、設計の必要人数を算出している。 同積算要領に依らず、見積りにより積算する業務については、入札参加者の考えにより積算価格に差が生じることがあると思料する。

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義案件	0件	(審議概要)
工	談合情報	0件
事	点検結果疑義	0件
業	談合情報	0件
務	点検結果疑義	0件
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それに対する回答等	なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について		
審議概要	順位傾向の分析、落札率・応札率の分析等を行った資料を委員に配布	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それに対する回答等	なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回答）
該当事案なし

令和2年度 第4回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和3年2月4日～令和3年3月26日 書類回議
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 滝 明良 (元公正取引委員会職員) 奥 和義 (大学教授) 山本 貴士 (大学院教授)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成31年1月1日～令和2年12月31日	
審議対象件数	近畿中部防衛局管内の航空自衛隊 11,419件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	6件	(審議概要) 入札の状況について
一般競争	4件	
公募型指名競争	0件	
企画競争	0件	
随意契約	2件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p><b>【抽出案件】</b> <b>【第2補給処】</b> <b>○一般競争</b> <b>【医療用産業廃棄物処理】</b></p> <p>単価契約というのは、競合者がいる場合、費目ごとに低価格を提示した業者が、それぞれを契約するのか。</p> <p>本件は1者応札となっている。見積書は、S社も提出されているが、なぜ、参加されなかったのか。</p> <p>本案件を出来るのは、S社グループのみなのか。</p>	<p>基本的に単価契約は費目ごとに最低価格を提示した業者とそれぞれ契約をしているが、費目ごとに決定することにより発注業者が分かれて不都合となる場合（すべて同じ業者に発注したほうがよい場合）は、総額で決定することがある。</p> <p>今回は費目ごとに業者を決定しても特に支障がないため前者であるが、後者の場合は公告の落札方法に「単価契約 予定総額決定」と記載している。</p> <p>S社から入札参加の意思を確認済みであったが、入札の時期にその担当者が大阪本社に異動したため、同社内における情報共有がされていなかったことにより、不参加となった。</p> <p>近傍基地に情報収集したところ、医療用廃棄物の処理ができる業者がS社グループ以外に少なくとも2者あることがわかったの</p>



	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>本件を出来るのは、S社グループのみだったとした場合、落札率100%は、やむを得ないとお考えか。</p> <p><b>【第1輸送航空隊】</b> ○随意契約 [車両部品]</p> <p>優良自動車部品という規格の割引率がきわめて大きいですが、これはどのようなものか。</p> <p>割引率が0%で1者の場合でも、決定(落札)となっているが、1つの規格(○○車両の純正部品)について、最低2者以上の見積合せは困難なのか。</p> <p>割引の対象となる価格とは、そもそもどのようなものか。</p> <p>本件で予定価格を定めなかった理由は、価格ではなく部品ごとの割引率を提供させ、割引率の大きなものを採用するためか。</p> <p><b>【第1輸送航空隊】</b> ○一般競争 [塗装ブースの設置]</p> <p>専門的技術を有する業者が少ないことが影響しているとのことだが、局所型プッシュプル換気装置は、塗装やコーティングを行う有機溶剤を用いる工場などでは一般的である。</p> <p>落札者ならびに予定価格の調査業者がこの1者なのは、地域的な特性などが影響しているのか。</p>	<p>で、令和3年度の入札において参加を依頼する予定である。</p> <p>予定価格は市価調査価格に頼らざるをえないため、過去の市価調査価格と入札価格を調査し、傾向を捉えて予定価格としているが、下見積金額に変動がない状況であり、落札率100%はやむを得ないと考えている。</p> <p>優良自動車部品とは、消耗性のある部品において、メーカー純正部品と同程度の品質がある社外部品であり、一般的にメーカー純正部品と比較すると単価が安くなる。</p> <p>割引率の大きさに関しては企業努力による所が大きいと思料する。</p> <p>海外製車両等の部品取得については、海外の製造メーカーと国内業者間の部品取得についてのライセンス契約が関係しており、部品取扱い可能な国内業者に限られるため、2者以上の見積合せが困難である。</p> <p>車の整備に使用する部品の価格については、メーカー希望小売価格のことであり、会社ごとに設定されている。</p> <p>そのとおり。</p> <p>中央調達により納品された当該塗装ブースは、本案件の落札者が納品したものである。</p> <p>本塗装ブースを設置するにあたり、数者に設置の見積もりを依頼したところ「他者で納品された設備の設置についての契約は、履行に責任が持てないため辞退する」との回答であった。よって落札者のみの応札となったと思料する。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>予定価格を市価調査(業者見積)の価格(100%)とし、見積書提出業者1者・応札者数1者の場合、落札率が100%になる可能性が高いと思われるが、本案件を作業(設置)出来るのは、落札者のみだったとした場合、やむを得ないのか。</p> <p>見積書提出業者1者のみが応札者となる可能性は、予定価格算出の際に予想されていたのか。</p> <p><b>【第2補給処】</b>  <b>○一般競争</b>  <b>[8月分糧食 冷凍日本そば324kg 外]</b></p> <p>糧食関係案件全ての、平均応札者数が約30者にも関わらず、全てが同じ落札者となっているが、結果的に一番安価に落札しているために、特に問題ないとお考えか。</p> <p>予定価格はどのように作成されているのか。</p> <p><b>【第1輸送航空隊】</b>  <b>○一般競争</b>  <b>[産業廃棄物の処分]</b></p> <p>産業廃棄物の処理は、一般的に、業者が1者しかないものなのか。  この産業廃棄物(高濃度PCB廃棄物)処理が極めて特殊であるためか。</p> <p>見積提出者数は1者、予定価格は市場調査にもとづく価格(100%)であり、応札者数1者で、そのままの価格にて入札した結果100%となっている。  また、令和元年においても1者応札で100%であった。</p>	<p>市価調査価格による予定価格算出の場合であって、本件のように応札が1者の際には応札者の企業努力にもよるが、落札率100%もしくは高落札率となるのはやむを得ないと思料する。</p> <p>応札者が1者となる可能性は、見積辞退の業者が多いことから推測されたが、競争性確保のため一般競争入札によることとした。</p> <p>糧食の入札は、毎月約400品目の糧食品を単品決定により決定しており、約30者が対応可能な品目に入札し、そのうち約100品目を落札者が落札している。残りの約300品目を落札者以外の約29者が受注し、落札合計金額としては落札者が毎回上位に入る状況である。  競争の結果として最安値の単価を提示した業者がそれぞれ落札しており、特に問題ないと考えている。</p> <p>市価調査を元に最も安い価格を予定価格としているが、市価調査価格及び入札価格に変動がない品目(缶詰等の加工品など)については、市価調査価格と入札価格の実績をもとに割引率を算出し予定価格を作成している。</p> <p>高濃度PCB廃棄物は、落札者のみで処理が行われている。</p> <p>市価調査による予定価格算出の場合であって、本件のように応札が1者の際には応札者の企業努力にもよるが、落札率100%もしくは高落札率となるのはやむを得ないと思料する。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>上記のような場合、落札率が100%になる可能性が高いと思われるが、本案件を実施できるのは、落札者のみと考えると、やむを得ないのか。</p> <p><b>【幹部候補生学校】</b>  <b>○随意契約</b>  <b>[食器洗浄作業及び清掃作業（35）]</b></p> <p>低落札率の理由として、「一般競争入札時の予定価格算定要領により積算した予定価格と、各個人が提出した見積書との見積合わせの結果と史料する。」と記載していますが、契約金額及び落札率が各個人（3名とも）ほぼ同じ金額で、令和元年も同一個人（3名）の低落札率の入札であった。  この3名は、相談して同じ単価で見積書を提出しているのか。  あるいは、貴隊にて、各個人が同じ単価になるように指示しているのか。</p> <p>今後も一般競争入札を行った結果、応札する業者がない場合には、この案件と同じことになると推測されるが、積極的に応札する業者を探す等考えているのか。</p> <p>当初の一般競争入札に参加業者がなかった理由としてどのようなことが考えられるか。  令和元年度の受注業者も参加しなかったのか。とすればどのような理由か。</p> <p>随意契約での契約業者決定までの経緯はどのようなものであったのか。</p>	<p>契約機関である奈良基地から、同じ単価になるように指示はしていない。  各個人が、どのようにして単価を決めているのかは、承知していないが、予算の範囲内で、契約を履行して頂いているので、大変助かっている。</p> <p>これまで、3月に入札を行っていたが、履行場所が僻地でもあるので、来年契約分の入札は、参加希望業者が十分に人材等を準備できる期間を確保するため、入札を2月2日に行った。  当初入札参加を希望する業者が1者あったが、社内での準備が整わず、残念ながら参加してもらえなかった。  後日、再度公告入札（2月25日）に付したところ、新規参入業者が2者参加、その内の1者が落札し、令和3年度の契約を締結した。  結果として、昨年度より早く公告をホームページ等に掲示したことが、新規事業者の開拓に繋がったと考えている。</p> <p>当初の一般競争入札に参加業者がなかった理由は、経ヶ岬分屯基地が僻地であること、入札の時期が遅いことが考えられる。  また、経ヶ岬分屯基地は、令和元年度の契約、それ以前においても、入札に付すものの、参加業者がいなかったため、個人（3名）と契約している。</p> <p>随意契約での契約業者決定までの経緯は、まず、部隊から要求に基づき、一般競争入札に付す。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>なぜ1者でなく3者との契約なのか。</p> <p>3者との契約単価はどのようにして定まったのか。  契約単価は令和元年度の契約単価と比べてどのような水準なのか。  また、落札率が相当低い業務実施に問題はないのか。</p>	<p>その後、入札者がなく不調となり、部隊へ契約不能を通知、部隊は、隊務運営上、支障をきたすので、指名随契審査会を開催、契約相手方を選定し、随意契約を議決、契約担当官に、指名随契審査会議事録及び新たな要求書とともに助言する。  契約担当官は、これらの助言を吟味した後、個人と随意契約を締結する。</p> <p>1者ではなく3者と契約しているのは、基本365日、欠かすことのできない業務であり、勤務上、シフト（3人体制）が必要なためである。</p> <p>契約単価は、令和元年度と比べ、平日及び休日ともに、各作業（朝、昼、夕）1回あたり、20円アップしている。  業務実施においても、低落札率による問題は生じていない。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	